埼玉県生協連 2018 年度第 6 回活動委員会

日時 2019年5月30日(木) 13時30分~16時00分

場所 埼玉県生協連会議室

出欠 別紙参照

1.会長理事挨拶 2.出欠報告(事務局) 次第

■議題

I. 話し合いたいこと

L.	店期安貝会での恵見父孾	・父流について	

(1) 会員生協が計画しているテーマなどの学習計画交流 当日別冊 (2) 埼玉県生協連の学習計画に関する意見交換

(3) 7/3 開催組合員学習会ご案内

2. 4-5 月活動報告書と各会員生協資料 当日別冊

Ⅱ. 日本生協連からの報告(中央地連)

Ⅲ. 確認したいこと

1. 2018 年度のまとめと 2019 年度事業計画(確定版)

2. 福島の子ども保養プロジェクト(コヨット)進捗状況

3. 2020 年度埼玉県予算編成ならびに行政執行に関する要望集約

Ⅳ. 報告したいこと

1. 消費者関連問題の取り組み関連

(1) 消費者に関わる行政や各団体の取り組み

(2) 第55回埼玉県消費者大会実行委員会報告(第1回・第2回)

2. 食の安全行政の充実・強化関連

(1) 食の安全に関わる行政や各団体の取り組み

(2) 2019 年度食品衛生監視指導計画意見への回答

3. 平和の取り組み関連

(1) 第 34 回埼玉県原爆死没者慰霊式関連

① 第1回実行委員会報告

② 折り鶴・メッセージの協力について

(2) 平和のための埼玉の戦争展関連

① 2019 平和のための埼玉の戦争展への協力に関する提案

4. 協同組合連携関連

(1) 全国の取り組み事例報告

5. 各テーマの取り組み関連

(1) 子どもの貧困問題の啓発活動に関するアンケート関連

(2) 市民共同太陽光発電&蓄電池活用セミナーご案内

6. 埼玉消費者被害をなくす会関連

(1) 埼玉消費者被害をなくす会この間の取り組みと今後の課題

(2) 埼玉県からの受託事業報告(4月度・5月度)

(3) ニュースレター

(4) 埼玉消費者被害をなくす会 4・5 月活動委員会報告

7. その他 関係団体学習会などのご案内

事前別冊

当日資料 P 1

事前別冊

当日別冊

事前資料 P 1-13

当日資料 P 2

事前資料 P 14-19

事前資料 P 20

当日資料 P 3-6

事前資料 P 21

当日資料 P 7-18

事前資料 P 22

事前資料 P 23-25

事前資料 P 26

当日資料 P 19

当日資料 P 20

事前資料 P 27

事前資料 P 28

事前資料 P 29

当日資料 P 21

当日別紙

事前資料 P 30-31

当日別紙

事前配布

Ⅴ. 報告したいこと②(文章報告)

- 1. 埼玉県生協連第5回活動委員会(4/4)報告
- 2. 埼玉県生協連第 5 回 (4/18) · 第 6 回理事会 (5/16) 報告
- 3. 埼玉県消費者団体連絡会幹事会報告(5/10)報告
- 4. 活動日誌と予定

事前資料 P 32

事前資料 P 33-34

当日資料 P 22

事前資料 P 35-37

今年度の活動委員会は本日で終了です。ありがとうございました

2018年度 第6回活動委員会(5月30日)

メンバーと出欠(敬称略)

生協名	氏 名	役職	出欠	備考
埼玉県生協連	岩岡宏保	会長理事	0	
同上	大久保美紀	常務理事	0	
コープみらい	関野 利香	理事	0	The state of the s
同上	本多 達	参加とネットワーク推進部 部長	0	
パルシステム埼玉	山水磨留美	理事	欠	
同上	石川 誠	組織運営部 部長	0	
生活クラブ生協	菊一 敦子	理事	0	15時30分退席
同上	金津 貴子	役員室	0	15時30分退席
医療生協さいたま生協	磯﨑 悦子	常務理事	欠	
同上	久保田直生	けんこう文化統括部長	0	代理:村崎郁子
埼玉県労働者共済生協	塩崎輝幸	事業推進部 部長	0	代理:山田辰徳
東都生協	荒井 伸幸	組織運営部 部長	0	
事務局	加藤 一彦	事務局長	0	
同上	清水勤	事務局	0	
同上	清水 桂	事務局	0	
同上	青木 和彦	事務局	0	
日本生協連中央地連	平岡真治	担当事務局	0	
	大田英夫	担当事務局	0	
日本生協連サステナビ リティ推進部	松原慶明	オブザーバー	0	

2019 年度埼玉県生活協同組合連合会、埼玉県消費者団体連絡会関連 埼玉消費者被害をなくす会学習会等日程およびテーマ (案) 一覧

2019年5月28日現在 埼玉県生協連

			8010 071 80 A 70E	
日時	学習会名	対象と目的	テーマ	会場
6/26 (水)	さよなら原発埼玉県民	一般	地図から消される街	浦和コミュニ
19 時~21 時	集会プレ学習会		8年後の福島の避難者	ティセンター
7/3 (水)	第1回組合員学習会	組合員活動	子どもの貧困:シンポ	浦和コミュニ
10:30~13 時	·	リーダー80	ジウム形式で生協・団	ティセンター
(予定)		人	体の事例報告	第13集会室
7/12 (金)	第 55 回埼玉県消費者	消費者団体	憲法を学ぶ	市民会館うら
10:30~12:	大会プレ学習会	100 入		わ705・706
30(予定)				
7/27 (土) ~	平和のための埼玉の戦	一般		浦和コルソ
29 (月)	争展			
8/27 (火)	県内消費者団体	消費者団体	コミュニケーション力	埼玉会館
	全体研修会	100 人	アップ学習	ラウンジ
8/28 (水)	消費者力アップ学習会	一般	「キャッシュレスの時	浦和コミュニ
			代!信用格差が生まれ	ティセンター
			る?? (仮)」	第13集会室
8月・9月	不当表示の見分け方講	一般	消費者力	4~5 会場
	座			未定
未定	消費者被害防止	一般	消費者力	12 会場
	サポーター養成講座			(未定)
10/10 (木)	埼玉県消費者大会	消費者団体	SDG s について学ぶ	埼玉会館
	記念講演	1000人		
同	同分科会	4テーマ	・食の問題:ゲノム編	埼玉会館
			集など ・消費者課題	
			・防災・減災 ・環境	
11/21(木)	役職員研修会	会員生協役	協同組合連携関連	未定
		職員 60 人		
11月~12月	消費者力アップ学習会	一般	消費者力	未定
12/12 (木)	組合員活動交流会	組合員活動	楽しい会議のすすめ	未定
		リーダー	方、共通認識の作り方	
		100人		
1/20月23木	県内消費者団体	消費者団体		川越・寄居
2/7 金 10 月	地区別研修会	各 60 人		鴻巣・春日部
2月(予定)	消費者力アップ学習会	一般	消費者力	未定
2/12 (水)	JA 女性協との早春交流	組合員活動		商品検査セン
	会	リーダー25		ター、ぱる☆
		人		てらす
3/4 (水)	第2回組合員学習会		子どもの未来アクショ	未定
			ン関連の取り組み報告	
			会 栗林知絵子さん	

「2019 コヨット in 埼玉」進捗状況報告

2019年5月29日 埼玉県生協連事務局

1. はじめに

- (1) 「福島の子ども保養プロジェクト」は、子どもたちの被ばく積算量を心配する保護者の気持ちに寄り添い、週末や長期休み期間中に子ども達の屋外活動や、保護者同士の交流、支援者との交流の場を設けることで、子どもと保護者の心身両面からの保養を目指しておこなっています。
- (2) 埼玉県生協連では、8年目となる今年度も実施することにおいて4月理事会で確認し、実施内容等についてすすめてきました。現在の進捗状況について報告します。

2. 実施概要

主催 埼玉県ユニセフ協会・埼玉県生協連

日程 9月14日(土)~15日(日)

会場 【1日目】ムーミンバレーパーク、親子レクレーション (雨天時)メットライフドームでプロ野球観戦 西武×ロッテ(案) 【2日目】鉄道博物館

参加対象 福島生協連で募集した小学校4年生~6年生と保護者の 15組35人

- (1) 8回目となる今年は、埼玉県ならではの特長をいかしたテーマパーク(もしくはスポーツ観戦)にて、親子で楽しめる企画を中心に実施をします。
- (2) 親子レクレーションを1日目の夜に90分程度で企画しています。ユニセフ協会に協力を依頼し、親子の絆が深まるような内容で計画しています、
- (3) 当日の運営は埼玉県生協連職員を中心におこないます。今後取組み内容を精査し、運営に必要なスタッフ人数を明確にした上で、会員生協からのスタッフ派遣(看護師含む)を6月20日理事会にて要請いたします。
- (4) 各会員生協の組合員の参加になりますが、1日目19:00からの親子 レクレーションの冒頭での歓迎のあいさつをお願いしたいと考えてい ます。会場が、越生町の「ニューサンピア埼玉おごせ」と開始時間が1 9時ということから、参加は可能範囲でお願いしたいと考えています。

第55回埼玉県消費者大会

第1回実行委員会報告

第 1 号 (4 月 23 日発行)

実行委員会事務局(埼玉県生協連内)

電話 048-844-8971 Fax 048-844-8973

Mail:shodanren@saitama-k.com

開催日時

2019年4月23日(火)

13 時 30 分~15 時 30 分

開催場所

参加者

市民会館うらわ 503・505 会議室

30人(20団体)見学1団体1人含

事務局2人

【議題】

1. 事務局長から

第1回実行委員会開催に先立ち、事務局長の岩岡さんから挨拶をおこないました。

2. 第 55 回埼玉県消費者大会実行委員会への参加団体について確認し、運営体制・進め方について確認しました

昨年度の実行委員会での意見や懇談会での意見を踏まえ、申し送り事項で確認していた埼玉消団連幹事会からの正副実行委員長だけでなく、副実行委員長に地域団体から入ってもらうこと、正副委員長で実行委員会のすすめ方について話し合う場を持つこと、その際、交通費は実行委員会が負担することを説明しました。(申し出については意見集約用紙に記載して送付締め切りは5月7日)

実行委員長は廣田美子さん(さいたま市消費者団体連絡会)、副実行委員長は川上豊子さん(埼玉母親大会連絡会)。事務局長として岩岡宏保さん(埼玉消団連)を確認しました。

- 3. 参加者自己紹介と団体活動紹介をしました
 - 団体の活動の様子や高齢化・会員の減少など、悩みも出されました。
- 4. 第 54 回消費者大会決算報告・第 55 回消費者大会分担金・予算を確認しました 決算報告を事務局よりおこない、確認しました。また、分担金案・予算案について 事務局より説明し、意見交換の上で確認しました。農民連からの分担金引下げの要 望について確認されました。そもそもの分担金の算出基準などについて、質疑があ りました。埼玉県以外の助成金を受けることも検討したらとの意見もありました。
- 5. 消費者をとりまく社会状況について学習しました
 - 事務局長より、私たち消費者をとりまく社会状況・埼玉県の状況について報告をおこない、そのうえで、大会の柱となるテーマ・スローガンや、全体会記念講演・分科会・プレ学習会で学ぶべきことについて、意見交換をおこないました。
 - ▶ メインテーマを決めて、講演の講師を決めるのか、切り離して考えるのかなど、 実際はどうなっているのか。
 - 何のために大会をやるのか、をまず考えたほうがいいのでは。
 - 講演で、憲法について伊藤真さんの話はどうか。紀藤正樹さんの話も聞きたい。 学びたいことはたくさんあり、説明された社会状況の中から絞って取り上げて ほしい。防災をテーマに前仙台市長の話はどうか。
 - 何年か後には、土日開催にして、若い人に多く参加してほしい
 - 分科会で、消費税が上がることやマイクロプラスチックのことなどを取り上げたら。映画の分科会はなくてもいいのでは。
 - 10 時からではなく、10 時 30 分開始ではどうか。
 - 日程の組み方で、分科会を午前中に開催して、午後分科会報告と講演をおこなってはどうか。



- 6. 市町村消費者行政調査を今年も実施することを確認しました(ロ頭) 事務局長より、今年度も市町村消費者行政調査を実行委員会としておこないたい、 旨提案し、確認しました。具体的には5月度に提案します。
- 7. 実行委員会団体にお知らせしました 今年度のプレ学習会、第1回県内消費者団体全体研修会、地区別研修会の日程についてお知らせし、閉会しました。

次回までにお願いすること(5/7を目安に) FAX もしくは E メールで送信ください

- ① 第55回大会の全体テーマ・スローガン・講演などのメイン企画について
- ② ②7月12日プレ学習会での学習テーマや講師について
- ③ ①・②以外で大会で実現したいこと、話題にしたいこと
- ④ その他、実行委員会の運営等について意見、提案
- ⑤ 副実行委員長への参加について(地域団体のみ)
- ⑥ 次回の実行委員会への出欠連絡(この件のみ5月13日(月)まで)

第55回埼玉県消費者大会

第2回実行委員会報告

第2号 (5月25日発行)

実行委員会事務局(埼玉県生協連内)

電話

048 = 844 = 8971

Fax 048=844=8973

Mail:shodanren@saitama-k.com

開催日時

2019年5月20日(月)

13 時 30 分~15 時 30 分

開催場所

埼玉県生協連会議室

参加者

22人(14団体)事務局2人

【議題】

1. 事務局長から

事務局長の岩岡さんから、消費者を取り巻く今日的なテーマについての資料を若干修正したことを報告しました。(環境問題で原発問題加筆等)

2. 第1回実行委員会報告をおこない、前回までの到達点を確認しました。

大会役員体制については、地域団体からの副実行委員長の申し出がなかったため、 埼玉消団連幹事会で、実行委員会名簿の順に2団体ずつ受けてもらう方向で確認、 事務局から加須市くらしの会、久喜市くらしの会に連絡したことを報告しました。 検討結果、加須市くらしの会は引き受けてくださり、久喜市くらしの会は検討中と のこと。また、今回より、上尾市消費者団体連絡会、新座市消費生活展実行委員会 の2団体が実行委員会に参加することを確認しました。

- 3. 大会内容について、事前に寄せられたご意見をもとに話し合いました
 - ・大会スローガンについて…「平和な」→包括的な意味で「持続可能な」に置き換える。「誰一人取り残さない・・」は意味を考えるとすごく重い。SDG s について少しずつでも学んでいければいい。
 - ・全体会テーマ・講師など…SDG s について学ぶ 講師は事務局一任
 - ・7/12 プレ学習会のテーマ・講師…憲法について学ぶ(憲法全体を学ぶ)
 - ・オープニングなどについては、全体会の講師が決まってから考える。
 - ・大会の流れ・・・午前:全体会、午後:分科会 分科会についてどうしたら共有 できるか検討する。
 - ・分科会は、・食の問題→ゲノムなど、消費者課題、防災・減災、環境の4つ
- 4. 第55回埼玉県消費者大会分担金について

2団体実行委員会に加わったこと含め、全体を確認しました。来年度以降の課題と して、分担金の算出について事務局から提案することとしました。

5.8/27 県内消費者団体全体研修会について、日程・会場を確認しました

次回までにお願いすること(6/10 を目安に) FAX もしくは E メールで送信ください ① 次回の実行委員会への出欠連絡、②オープニングの内容について、③分科会の内容、 すすめ方について、④実行委員会団体紹介・配布物等について、⑤その他、大会・実 行委員会に関する意見・提案

第55回埼玉県消費者大会 プレ学習会

一人ひとりが大切にされる社会を

~私たちのくらしと憲法~



私たちひとりひとりが大切にされる社会とは、基本的人権についてなど、ふだんのくらしに深くかかわりのある憲法について学びます。日本国憲法の成り立ちや精神、憲法が縛るものは何かなど、生きていくうえで、憲法がいかに大切で知らなければいけないものなのか、私たちのくらしと憲法のつながりについて基本の「き」から学びます。

講師 伊藤真さん (弁護士、法学館法律事務所所長、伊藤塾塾長)

弁護士、法学館法律事務所所長、伊藤塾(法律資格の受験指導校)塾長、法学館憲法研究所所長、日弁連憲法問題対策本部副本部長。1958年東京都生まれ。「憲法を知ってしまったものの責任」から、日本国憲法の理念を伝える伝道師として、講演・執筆活動を精力的に行う。夢は世界の幸せの総量を増やすこと。日本を人権先進国、優しさ先進国、平和先進国にすること。法教育関連、憲法関連の著書多数。

日時 2019年7月12日(金)10時30分~12時30分

会場 市民会館うらわ 705・706 会議室

JR浦和駅西口下車 徒歩7分 *公共交通機関でお越しください

募集 100人(要申込み・先着)*託児はありません

参加費 200円(資料代として)

申込・お問合せ 第55回埼玉県消費者大会事務局(埼玉県生協連内)

電話 048-844-8971 9 時~17 時(土日祝休)

Eメール shodanren@saitama-k.com

埼玉県食品衛生監視指導計画2019に対する意見

			打生監倪指導計画20191〜対する息5	
<u>頁</u>	分類	項目	御意見	県の対応
0	意見	Ⅳ,1,(1),ウ		ノロウイルスの特性及び食中毒発生状況を考慮し、特に影響の大きい一般飲食店や給食施設等を重点監視対象としていますが、その他の業態についても、監視指導の段階で作業内容に見合った適切な啓発や助言等に努めてまいります。
5	質問	Ⅳ ,1,(1), 工	(エ) 野生鳥獣肉(ジビエ)対策について、この年間を通じて、どれくらいに指導や検査を行っているか。	毎年4月~5月にかけて、前年度の監視指導計画実施結果 を公表いたしますのでご覧ください。
5	意見	IV,1,(2)	食品表示対策の部分で、食品事業者としてどのような点に注意すれば良いのかを知りたい。 もしも監視指導の方法がわかれば、私たちもその視点で採用予定商品を確認することができます。	監視指導や講習会等の機会を捉え、法律の概要や制度改正の要点等を説明しておりますが、個別具体的な表示で御不明な点がございましたら、管轄保健所に御相談ください。また、実際の違反事例や回収事例については、関係自治体のホームページや消費者庁のリコールサイトに掲載されておりますので、そちらも御参照ください。
. 5	意見	IV.1,(2)	過去の監視指導結果が件数で開示されていますが、具体的な違反内容の開示はありますか?例えば、「平成29年度埼玉県食品衛生監視指導計画実施結果について」の中の「2 食品表示対策」の中で、「法に基づかないもの助言等」の件数が公開されています。 その具体的な助言内容が開示されていると、注意すべき点がわかりやすくなると思います。	県内で発生した食中毒や違反食品は、県民の健康被害拡大防止のため、要領に基づき県ホームページ等で公表しています。法に基づかない助言等の情報に関しては、他の事業者に対する周知の必要性等を考慮して、公表又は事例紹介等を行ってまいります。
5	意見	IV,1,(2)	食品衛生や食品表示等の分野ごとに問い合わせ窓口がありますが、複合的な内容も含め、食品事業者が気軽に相談できる窓口はありますか? 法律上のグレーゾーン(解釈)や地域や業界で異なる考え方について、埼玉県ではどのように解釈するのかも勉強させていただきたいと思っています。	食品衛生や食品表示等を含む複合的な事案は、先ず事業 所を所管する保健所にお問い合わせください。内容に応じ て担当窓口を御案内する他、事案に応じて複数の機関が 連携しながら対応いたします。
5	意見	IV,1,(2)	食品衛生法と同時に食品表示法も改正され、食品リコール情報の報告制度が導入されるので、その目的や県の考え方や準備状況等、周知できる範囲で記載していただきたい。	県では、埼玉県食の安全・安心条例に基づき、食品等に係る適切な情報の公開を事業者に求めており、要領に基づき事業者の自主回収情報の提供を支援する体制を整えています。今後の法改正の動向を注視し、既存の県の制度の在り方を検討してまいります。
5	意見	IV,1,(2),₹	2020年4月の新基準の完全施行について、特にアレルゲン表示について記載がありますが、栄養成分表示の義務化も消費者にとって有用な情報なので、そちらの指導もお願いしたい。	食品表示法の制度に関する情報を日頃から関係機関で共 有するとともに、監視指導の際に栄養成分表示に係る疑義 等を確認した場合は、速やかに所管課へ連絡するなど必 要な連携を図りながら対応してまいります。
6	意見	Ⅳ,1,(2),ア	『食品営業者』を『食品等事業者』に合わせ、『加工食品製造施設』は『食品製造・加工施設』又は『食品製造施設及び食品加工施設』が分かりやすいと思います。意図する内容が変わりますか? ※消費者庁の食品表示法で、『製造』『加工』の定義が食品表示基準のQ&A「総則」の中にありました。『製造』とは、その原料として使用したものとは本質的に異なる新たな物を作り出すこと『加工』とは、あるものを材料としてその本質は保持させつつ、新しい属性を付加すること	
ŗ	意見	IV,1,(3)	輸入食品対策について、特に日本の商社の"監視"の下に作られた野菜等を使った製品以外の中国製品の検査をより一層徹底して頂きたい。	検査対象食品及び検査項目の選定に当たっては、国内外における違反食品等の発生傾向を踏まえ、その規模や頻度、健康被害への影響等を総合的に考慮しながら決定いたします。

5	意	見 I	V,1,(3)	ます。検査するのは一部で、ほとんどがペーパー記入の 検査でした。 輸入者に対しては、「輸入の際に自主的検査の徹底を指	内へ流通している食品については、違反等の発生状況を
•	5 意	見	V ,1,(4)	監視対象施設の分類及び監視頻度の設定について、特定集団施設の監視指導頻度は3年に1回としていますが、年1回にすべきです。社会福祉施設等、学校給食指定工場・給食センターで作られた食事は毎日高齢者と子どもが食べます。体力が弱い人たちやこれから体をつくっていく子どもたちに安心・安全なものを食べてもらうためには3年に1回では心配です。	特定集団施設の内、高齢者福祉施設等及び学校給食料 定工場・給食センターについては、最重点監視対象項目 位置付けているため、1回/年以上の監視指導を行いま 記載が分かりにくいため案を修正いたします。
	6 意	見	₩,1,(4)	特定集団施設のうち、特に高齢者福祉施設等と給食センターなどは監視指導頻度を上げることはできないか(人員確保と予算上の問題はあろうが)。	同上
Ó	6 意	見	IV,1,(4)	生の野菜・果物を加工・提供する施設や生又は加熱不十分な食肉等を提供・販売する施設の監視指導頻度を年1回から2回に引き上げ、特にノロウイルス対策を講じるようにしていただきたい。	前年度の監視指導で把握した情報を活用し、監視指導 検査の両面で食中毒防止対策を講じてまいります。計画 体の進行を確保するため、監視指導頻度の引き上げは たしませんが、施設の規模や取扱内容に応じて監視頻 を増やす等の適切な対応に努めます。
	6 意	見	IV,2	行政検査目標数、昨年度の数値があると比較できる。 (昨年の数値で今年は)	行政検査目標数については、各年度の監視指導計画で 覧ください。検査目標数の設定は予算上の制約を受け とに加え、法施行に向けた対応など年度により優先的に べき課題があるため、目標数は変動しております。
	6 意	見	IV,2	策定の趣旨に基づき、関係機関との連携など速やかに 対策が出来る流れがあり、きめ細かいところまで行き届 いていると思いました。近年外国の方の店舗も多くなり指 導計画の枠内では、対応が難しくなっているのではない でしょうか。	御指摘のとおり、外国人による申請が増加傾向にあるはもあります。こうした地域を所管する保健所では、コミュケーション不足による食品事故や法令違反が発生しなう、積極的な関与を心掛けます。
THE PROPERTY OF THE PROPERTY O	7 意	見	IV,2,(1)	検査対象食品及び検査項目 ⇒(質問)平成30年度と比較し、2019年(案)の主な検査項目で『遺伝子組換え』と『自然毒』を減らした理由と、主な検査対象食品も『汚染物質』の『魚介類』や『野菜・果実』等も減らした理由もご説明ください。 ・『遺伝子組換え』について、消費者の関心はあり、EUではゲノム編集も同様に規制対象としており、将来の子孫に影響がないか不安を持ちます。 ・『汚染物質』の『野菜・果実』では輸入品に使われている防力ビ剤等が気になります。輸入食品事業者に検査対応でしょうか。	

7	意見	IV ,2,(1)	検査対象食品及び検査項目 ・『調味料』の『汚染物質』の検査対象食品として、食塩 (国産、輸入品)を検討してほしいです。 ※G7でもマイクロプラスチック問題が協議されるほど重要な問題に。最近の報道についても、日本やアジア諸国の近海及び世界各地でマイクロプラスチックの海洋汚染が見られ、プランクトン〜魚の体内にも混入の可能性があるとのこと。そして、韓国の大学教授の学術論文では各国で販売の食塩にマイクロプラスチックが含まれていた(39種類の塩を調べたら36に)とのこと。魚自体の食の安全と共に、魚に粗塩を振り焼く方が多いので、更にマイクロプラスチックを摂取する可能性もあります。また、食塩を多く使う食品(漬物、梅干し、アンチョビ、等)やお菓子にも含まれる可能性があり、子供を含め人体への影響が心配です。国又は自治体での実態調査の必要性を感じます。	マイクロプラスチックの問題については、汚染実態や食品 による健康影響等の周辺情報の把握に努めるものとし、今 後の国の動向を慎重に見極めてまいります。
7	意見	IV,2,(2)	行政検査目標数 ⇒(質問)平成30年度と比較し、2019年(案)が検査目標数 を20%以上減らした内容でした。安全性と効果的な検査 体制からでしょうか、減らした理由をご説明ください。	検査目標数の設定は予算上の制約を受けることに加え、 法施行に向けた対応など年度により優先的にすべき課題 があるため、目標数は変動しております。
8	意見		(1)と畜場の監視指導及びと畜検査 (4)食肉処理施設等の監視指導 ⇒『(1)と畜場の監視指導及びと畜検査』と『(4)食肉処理 施設等の監視指導』を分けずに内容を合わせた方が分 かりやすいと考えます。	と畜場、食鳥処理場及びと畜場併設食肉処理場は、それ ぞれの設置根拠となる法令が異なるため、記載の区別は いたしますが、用語の統一や文言等の見直しを行い、分か り易い表現となるように案を修正します。
10	質問	v`	2020年の改正法施行 2020年の改正法施行後、猶予期間を経て実施時期はい つからの予定でしょうか。	HACCP義務化については、法施行後1年間の導入に向けた猶予期間が設けられることとなっています。
10	意見	v ·	HACCPの推進について、食品事業者の食品衛生の普及とともに、消費者にもHACCPの制度化によって食品衛生のレベルがあがることを理解してもらえるような活動をお願いできればと思います。	広報活動及び県が開催する研修、教室等の様々な機会を 捉え、食品事業者に限らず一般消費者の方も含めて、必 要な情報の周知や啓発に努めてまいります。
10	意見	V,1,(3)	HACCP導入型基準の普及啓発と取組の促進として、(3) 食品等事業者向け講習会・相談会の実施、講師派遣 は、本会のような食材供給事業者として非常にありがたいことです。 併せて施行までの期間も限られており、関係団体、中小事業者にこのような機会があることの、周知を図っていただければと考えます。	御意見のとおり、食品等事業者向け講習会・相談会の周知に努め、HACCPの導入支援を実施いたします。
(10	意見	V ,1,(3)	HACCPの導入が進まない中で、講習会や演習等を行う際に、事業者の種類(業種)別に講習会や交流を図り、同じ経営環境や特性の視点での課題共有を行うことで、導入の推進を図るようにしていただきたい。	食品等事業者の規模・業種等を考慮した支援として、特に 導入が遅れている小規模事業者について、飲食店(調理 業)と製造業に区分した業態別講習会の開催を行います。
10	意見	V,1,(3),ア	『大〜中規模事業者』を『大〜中規模事業者、と畜業者等、食鳥処理業者』と2業種を含めた方が明確と考えます。	と畜場及び食鳥処理業については、個別の法令によりHA CCPの制度化が規定され、日頃から常駐又は定期巡回し ていると畜検査員及び食鳥検査員が各施設の導入支援を 実施しているため、別に記載しております。P8「と畜場等へ の監視指導及び検査」を御参照ください。
10	意見	. V,1,(3),イ	『一般飲食店、弁当店、小規模製造業者』を『一般飲食店、弁当店、小規模事業者』と、『大〜中規模事業者』に対比し『小規模事業者』で分かると思います。	御意見のとおり案を修正いたします。

.

10 j	意見	V,1,(3),イ	「一般飲食店、弁当店、小規模製造業者を対象とした HACCPを取り入れるための机上講習などを行います」に ついては、家族経営や夫婦で製造している業者にとっ て、HACCPを取り入ることは大変良い事ですが大きな負 担にならないようにHACCPを取り入るための財政支援が 必要です。	御意見の趣旨を拝聴しました。
11 :	質問	V ,2,(2)	『営業又は従事する』言葉は必要でしょうか。	誤記である為、案を修正いたします。
11	意見		エ 都道府県市食品衛生主管部(局) 出来れば、政令市、中核市を入れた方がいい。 県民の皆様には分かりやすく入れば、いいと思う。	「都道府県及び保健所設置市衛生主管部(局)」に案を修 正いたします。
12	意見	VI,1,(4)	『2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、組織委員会や農林水産省等との連携の基、日本の良い食文化の飲食提供を通じて持続可能な食の安全を進めます。』のような、県民の関心が高い東京オリンピックで日本の良さが世界に発信できる飲食戦略が目指す内容を。 ※増加する外国人観光客に対し国際基準化のグローバルGAPやHACCP導入による食中毒予防や、日本の美味しい食文化及び食の高い安全性を知ってもらい、食品の輸出拡大や更に外国人観光客の増加につなげる。また、豚肉の『豚コレラ』『口蹄疫』など病原菌持込みの監視、民泊施設での食事提供の際の指導などもお願いしたいと考えます。	これまで実施してきたとおり、関係機関と連携を図りながら、食品衛生の水準の向上に努めてまいります。いただいた御意見については、実施段階での参考とさせていただきます。
12	意見	VI,1,(4),ア	健康食品の被害や摂取方法の間違いが多い中で、健康 食品による被害情報を集約し、拡大防止につなげていく 視点を記載していただきたい。	健康食品に関する被害情報を探知した際は、薬事等の関係する所管機関との必要に応じて連携を図るとともに、情報を集約している厚生労働省に情報提供しております。御意見の趣旨を踏まえ、案を修正しました。
13	意見	VI ,1,2	HACCPの制度化への対応や食品衛生に関する知識の普及について、市報、町内会報(働きかければ実現できるかも)にもその内容の骨子をのせて一般家庭に配ってほしい。 メリット①一般家庭でも食品衛生に関する認識が向上する。 メリット②その町内で営業している小規模事業も「地域のお客さんである町内の人も、知っている、、、監視されているかも、と感じ、しっかり対応することになる(かもしれない)。	食品事業者に限らず一般消費者の方も含めて、食品衛生 に関する情報の周知・啓発に努めてまいります。広報活動 の実施方法については、今後の参考とさせていただきま す。
13	意見	VII,2	リスクコミュニケーションの推進の中に、2020年4月より完全義務化される食品表示法の周知も含めて、食品表示 の活用が進むように活動を加えてもらえればと思います。	食品表示法の改正内容の周知については、リスクコミュニケーションにおける食の安全・安心に関する情報提供の項目として位置付け、積極的な周知に努めてまいります。
13	意見	VII,2,(1),ウ	ア「食の安全体験教室」の開催 『中学生、高校生等の・・』→『小中学生、高校生等の・・』 ※小学生の高学年から体験学習は大事と考えます。カリ キュラム『家庭』等でもよいと思います。	御意見のとおり案を修正いたします。
13	意見	VII,2,(2)	リスクコミュニケーションの推進 色々な研修、教室の開催についてあまり周知されていない。若い世代の中学生高校生への「食の安全体験教室」はとても良い教室なのでとても残念です。	「食の安全体験教室」の活動充実を図るため、関係機関との連携を一層強化してまいります。

14	意見	VII,2,(3)	食の安全・安心に関する情報の提供について、町内会報の活用…「県政出前講座」の要点などを記載して配布する。 メリット①身近に情報をキャッチでき、関心を高められる。 メリット②p10,p11と同様に地域の事業者は「一般家庭の 人も様々な情報をキャッチし、知識が豊富である。しっかり対応しないといけない」となる。	食品事業者に限らず一般消費者の方も含めて、食品衛生 に関する情報の周知・啓発に努めてまいります。広報活動 の実施方法については、今後の参考とさせていただきま す。
14	質問		改正食品衛生法の施行にあたって、新たにポジティブリスト化が取り入れられた容器包装の規格基準について、 検査体制の確保を行います。 ⇒日本の規格基準は欧米と比較しどの様な状況(同等 又は厳しい)でしょうか。食品同様に具体的な検査対象 や項目、目標数などはあるのでしょうか。 ※EUで規制強化した、食品に接触する材料および製品 のニスや塗膜に含まれるビスフェノールAなども検査体制 に?料理や飲み物の温めは電子レンジが多く、乳幼児 用の容器に大丈夫か、また、買った惣菜・天ぷらなどプラ スチック容器のまま温める方もいるようで、容器やラップ が変形しても害のあるものが溶出しない安全な容器設計 か、心配な方もいます。	欧米では容器包装のポジティブリスト制度が既に導入されており、今般の法改正は容器包装の安全性や規制に関して、国際整合性の確保を図るものとなっています。ポジティブリスト制度を導入に当たっては、合成樹脂を対象としており、EUと同等の規制範囲になります。具体的な材質等については今後の政省令等で示されます。県では、ポジティブリスト制度の導入に対応するため、2019年度に検査体制の整備をする予定です。
15	意見	用語集	マイクロプラスチック の用語の追記を要望	マイクロプラスチックの問題については、汚染実態や食品による健康影響等の周辺情報の把握に努めるものとし、今後の国の動向を慎重に見極めてまいります。

Ĺ

11) 12 9

パブリックコメントの結果について

1 意見募集期間 平成31年2月1日(金)~平成31年3月4日(月)

2 意見提出者

1団体

3 意見件数

4件

4 意見概要と市の考え方

No.

意見概要

市の考え方

Ⅱ 実施体制等に関する事項 3 関係機関(4ページ)

現在、埼玉県内では、川口市、さいたま市、 埼玉県、川越市、越谷市が、それぞれに食品 衛生監視指導計画を作成し、実施されていま す。消費者としては、埼玉県内どこに住んで いても同様の監視指導がおこなわれ、食の安 全が確保されることが願いです。川口市にお かれましては、川越市・越谷市・さいたま市・ 埼玉県の間で連携をとり、食品衛生監視指導 をおこない、食の安全を確保してください。 埼玉県、さいたま市、川越市及び越谷市とは、引き続き、定期的な意見交換や情報共有を図るなど、密接に連携して県全体の食の安全・安心に努めるとともに、本市の状況をふまえた本市独自の重点的な監視指導も行って参ります。

Ⅲ. 監視指導に関する事項 2 監視指導の重点事項 ア ノロウイルスによる食中毒対策 (5ページ)

(2) 食中毒防止対策



高齢者福祉施設や保育所・学校の給食施設、 学校給食指定工場、給食センター等のハイリスク集団が利用する施設を対象に、重点的に 監視指導を実施することが記載されていま すが、その対象にスーパーマーケットやコン ビニ、野菜・食肉などの加工業者も記載し、 監視指導や衛生教育を行ってください。 ノロウイルスによる食中毒対策については、子どもや高齢者など抵抗力の弱い方が 感染すると重症化する恐れがあることか ら、ハイリスク集団が利用する施設を特に 重点的に監視指導する施設としておりま す。

ご指摘いただいた施設についても、重点的な監視指導対象施設とはしておりませんが、一斉取締りによる監視指導時や衛生講習会など、あらゆる機会を通じて、ノロウイルスによる食中毒対策の普及啓発を行って参ります。

Ⅲ. 監視指導に関する事項 3 食品営業施設の監視指導及び検査 (8ページ)



子ども達の居場所は、地域を支える居場所として大きな広がりをみせています。2019年1月15日埼玉県福祉部少子政策課がまとめた調査結果からは、県内146か所、川口市内では少なくとも9か所でおこなわれていることが明らかになりました。こうした場を守るためにも、柔軟な対応・状況の把握、衛生面での適切な指導をおこなってください。

子ども食堂等については、実施状況や運営 形態が事例ごとに様々であることから、実 施状況の把握に努め、運営形態や会場の設 備等を確認し、関係各課と連携しながら、 子ども等に提供される食事の安全確保を 第一に考えて対応して参ります。

IV. 食品等事業者の自主的な衛生管理の推進 2 HACCP に沿った衛生管理の推進 (12ページ)



食の安全を確保するためには、HACCP 導入は とても重要です。その中で、市内事業者の規 模や製造・調理・販売等の工程を把握し、講 習会や個別相談等により事業者の状況に合 わせた指導助言を行うと記載されています が、とても大切な視点と考えます。事業者が 導入を前向きに検討するためにも、指導助言 のみならず、業種や規模に応じた事業者同士 の議論の機会を設けることをご検討いただ きたいと思います。

HACCP に沿った衛生管理の推進には、事業者の HACCP を導入する意欲の増加と、導入のきっかけ作りが重要な課題となっています。

事業者自らが導入を前向きに検討していただくためにも、講習会の実施内容について、ご意見でいただいた事業者同士の交流の場を設ける等、検討して参ります。

平成31年(2019年)度越谷市食品衛生監視指導計画(案)に対する意見等に対する市の考え方

	・ 商本県、さいてま中、川路市及び川口中CLAとがPUへあたスペ、FRやでもでは、シュニップ・リーを結を、県内自治体と密接に連携し、計画の内容や結果の公表の方法、表現等の改善に努めてまい、ります。 ・ また、計画案については年度内に公表しており、引き続き、皆様からのご意見を募集できるよう努めてまいります。	lent.	越谷市内では、すでに子ども食堂や高齢者を対象とした食事会が開催されています。市では、これらいの取組みの基本理念を大切にしつつ、食中毒等の健康被害の発生を防止するため、取り組みに関わる人への衛生管理に関する知識の普及各等等に努めてまいります。また、給食施設については監視指導に加え、講習会等を実施する等して、引き続き、事業者へ監視指導や衛生教育を実施してまいります。	100	、 市民の食の安全・安小を確保するため、リメクコミューケーンミノを来ばりのこの主要です。 1 は、リスクコミュニケーションの実施方法(対象者、実施時期等)について、検討してまいります。
「意見の内容	一数谷市・さいたま市・川越市・川口市・埼玉県とそれぞれが食品衛生監視指導計画を作成し、実施されています。私たち消費者としては、埼玉県内どこに住んでいても同様の監視指導がおこなわれ、食の安全が確保されることが顕いです。越谷市におかれましては、埼玉県・さいたま市・川越市・川口市の間で連携をとり、食品衛生監視指導をおこない、食の安全を確保してください。 連携をとり、食品衛生監視指導をおこない、食の安全を確保してください。 本た、計画公表時期につきましては、今貫措電も含めた実効性のある計画とすることや、市民とのコまた、計画公表時期につきましては、予算措置も含めた実効性のある計画とすることや、市民とのコミュニケーションを充実させるためにも、年度内を目安に公表できるように検討をお願いします。	あらゆる機会を捉え、調理従事前の手洗いや調理従事者等の健康管理、十分な加熱調理、衛生管理等について指導を実施するとありますが、「あらゆる機会を捉え」という部分を具体的にお示しください。また、指導を特に病院や社会福祉施設の総食施設を重点にお考えのようですが、その対象にスーパーマーケットやコンビニ、野菜・食肉などの加工業者も含め、監視指導や衛生教育を行っていただきたいと思います。	子ども蓬の居場所は、地域を支える居場所として大きな広がりをみせています。2019年1月15日埼玉 県福祉部少子政策課がまとめた調査結果からは、県内146か所、総各市内では少なくとも11か所でおこなわれていることが明らかになりました。こうした場を守るためにも、引き続き柔軟な対応・状況の把握、衛生面での適切な指導をおこなってください。 事た、フロケイルスの予防において、病院や社会福祉施設の給食施設を重点にされているので、監視指導国数も年1回から2回に引き上げて、ノロウイルスの予防において、病院や社会福祉施設の給食施設を重点にされているので、監視指導回数も年1回から2回に引き上げて、ノロウイルスの予防強化をはかってください。	食品毒業者へのHACCP導入が義務付けられましたが、責币においてとのような力法で導入の推進でしていくのか、具体的な方策を明記していただきたいと思います。当団体としましては、事業者に対して一律に助言・指導を行うのではなく、事業者の種類別に講習会や導入に向けた交流をはかる場をもうけるなど工夫し、事業者が導入むけた意識が高まるようにしていただきたいと考えています。	昨年からの引き続きの意見となりますが、埼玉県においては「食の安全県民会議」、さいたま市におい 市民の食の安全・安心を確保するため、リメクコミューケーンヨンを失応りることに基本でては「さいたま市食の安全委員会」など、市民を交えて食の安全について前に合う場を設けています。中 リスクコミュニケーションの実施方法(対象者、実施時期等)について、検討してまいります。 核市として発展されている越谷市におかれましても、市民とのリスクコミュニケーションの場を設置することを要望します。
近興預品	全体	3 食品の危 (1) 食中毒 イ /ロウイ 害防止対策 予防対策 ルスを原因と した食中毒 くの予防対 策	4 施設への (1)保健所 監視指導 が実施する 監視指導 監視指導	8 食品衛生 (1)食品衛 自主管理の 生自主管理 推進と体制 の推進 の確立	9 市民等に 対する情報 提供・普及啓 発

平成31(2019)年度さいたま市食品衛生監視指導計画(案)に寄せられたご意見と市の考え方

(1) 意見提出者 1団体 (2) 意見数 4件

ご意見に対する市の考え方	国や他の自治体との連携】(2ページ)	食品の安全確保の取り組みについては、近隣の埼玉県、川越市、越谷市及び川口市と今後も密接な情報共有及び連携を図ってまいります。貴重なご意見をありがとうございました。	(5ページ) ノロウイルス食中毒予防対策については、毎年、食品衛生監視指導計画の重点事項として取り組んでおり、項目中には載せてはおりませんが、スーパーマーケット・コンビエンスストア等の調理施設や野菜・食肉の加工業者等についても種々の機会を捉えて助言及び指導を行っております。引き続き、ノロウイルスによる食中毒を予防するため、尽力してまいります。
「意見の内容	[I さいたま市の食品衛生監視指導体制 関係機関との連携 国や他の自治体との	毎頃より、食品の安全確保の取組みにご尽力いただいていることに 敬意を表します。平成31年度の食品衛生監視指導計画に『近隣の埼玉 県、川越市、越谷市、及び川口市とは、「1県4市食品衛生関係業務連 絡調整会議」を開催し、情報共有及び連携をはかります。』と明記して いただいたことは、各市町村の消費者にとって大変心強いことと考え ます。県や各市町村により推進される環境が違うため、各取組みに濃淡 がでてしまうのはやむをえないと考えますが、指導計画内容への目線 はあわせていただき、埼玉県民の食品の安全を確保してください。	監視指導の実施 2重点監視指導事項 (1)ノロウイルス食中毒予防対策】 ノロウイルスの発生防止の重点として、高齢者及び乳幼児等ハイリスク者向け食品取扱施設や、仕出し弁当製造施設等の大量施設を対象に助言・指導をされるとなっていますが、スーパーマーケット・コンビニエンスストアなどの調理施設や野菜・食肉の加工業者なども助言・指導の対象にしてください。
0 Z	I	Y	E (a)

年度さいたま市食品衛生監視指導計画(案)に寄せられたご意見と市の考え方 平成31 (2019)

おりますが、今後も、より多くの事業者に HACCP 法制化の周知を図り、 当市では、年5回程度の HACCP 講習会、事業者からの講習会の希望 や個別の相談への対応、さらに通常の監視時等にも普及啓発に努めて HACCP 導入を円滑に進められるよう、工夫してまいります。 事業者の職種別に講習会や交流をはかる場を提供し、導入に向け前向 HACCP の導入する事業者を積極的に増やしていただきたいと考えま す。そのために、食品事業者に一律に講習会や助言を行うのではなく、 Ⅲ消費者や事業者との意見交換の推進及び市民への情報提供】(11ページ) きに検討できる環境をご検討いただきたいと思います。 品等事業者の自主管理等の推進】(11ページ)

子ども達の居場所は、地域を支える居場所として大きな広がりをみ

ますが、状況に応じた適切な指導を行うとともに、子ども食堂に係わる 子ども食堂については、当市保健所に様々な相談が寄せられており 方々に対して衛生管理に必要な知識の普及啓発を行ってまいります。 せています。2019 年1月15日埼玉県福祉部少子政策課がまとめた調査 結果からは、県内146ヵ所、さいたま市内では少なくとも17ヵ所でお

だきましたが、こうした場を守るためにも、引き続き柔軟な対応・状況 の把握、衛生面での適切な指導をおこなってください。

こなわれていることが明らかになりました。昨年もご意見させていた

平成31年度川越市食品衛生監視指導計画(案)に対するご意見と本市の考え方について

たところ、2名(1名、1団体)の方からご意見をいただきました。貴重なご意見ありがとうございました。提出されたご意見及びそれに対 平成31年度川越市食品衛生監視指導計画(案)につきまして、平成31年1月21日から平成31年2月19日までの間ご意見を募集し する本市の考え方をとりまとめましたので、お知らせします。

	- 14 A	意見の概要	意見に対する市の考え方
全体への意見		今年はラグビー大会があります。来年は東京オリ	飲食店に係る立入検査時や各種講習
		ンピック・パラリンピック大会があり、飲食店利	会実施時に手洗り一フレットを配布
		用の機会が多くなります。市内の飲食店業者に対	し、正しい手洗い方法の普及啓発を
		し、従業者やお客さんが手洗い等を習慣とさせる	行っております。今後も機会をとら
		よう、講習会を行っていただきたいです。	えて、正しい手洗い方法の普及啓発
			に努めてまいります。
第3 監視指導の実施	4 埼玉県、さいたま市、	埼玉県、さいたま市、越谷市、川口市の間で連携を	埼玉県、さいたま市、越谷市及び川
制等	越谷市、川口市等との連携	とり、食品衛生監視指導を行い、食の安全を確保し	ロ市と業務連絡会議等により、調整
		てください。	を行い、連携を図ります。
第 4 監視指導計画	2 重点的監視事項	「集団発生食中毒につながりやすい病院、学校給	11ページに記載のあるとおり、あら
	(3) 食中毒病因物質別	食、社会福祉施設や保育園等に対して、指導を行	ゆる機会に営業者に対して、普及啓
	茶	います。」と記述されておりますが、その対象に	発に努めております。
	ア・ノロウイルス対	スーパーマーケットやコンビニ、野菜・食肉等の	今後も、スーパーマーケット等の施
-	揪	加工業者も含め、監視指導や衛生教育を行ってい	設に対しても、引き続き、普及啓発
		ただきたいと思います。	に努めてまいります。

a de la constante de la consta	3 施設への立入検査	子どもの居場所は、地域を支える居場所として大	近隣自治体と事例を共有しながら状
	(2) 重点監視業種及び	きな広がりをみせています。引き続き、柔軟な対	況の把握に努め、食中毒予防や衛生
	監視回数	応・状況の把握、衛生面での適切な指導を行って	管理について指導を行います。
		ください。	
第5 計画の実施状況	2 普及啓発事業	「食の安全県民会議」(埼玉県)、「さいたま市食の	リスクコミューケーションの場とし
等の公表及び普及啓発	•	安全委員会」(さいたま市)のように、川越市でも	て、食品安全モニター事業を実施し
事業の実施		市民とのリスクコミュニケーションの場を設置し	ています。
-		てください。	- Additional Principles - Addi
第7 食品等事業者の	3 HACCP 導入の推進	食品等事業者の業種や業態規模等に応じて、助	22ページに記載のあるとおり、HACCP
自主的衛生管理の推進		言、指導を行い、HACCP導入の推進を図ると記述	講習会等を通して、HACCP の導入に向
		されておりますが、事業者が導入を前向きに検討	けた取り組みの推進に努めます。
		するためにも、助言、指導のみならず、業種や規	
	٠	模に応じた学習会や議論の機会を設けることを	
		ご検討いただきたいと思います。	, additional and additional additional and additional add

その他のご意見(計画(案)に関するもの以外)1件

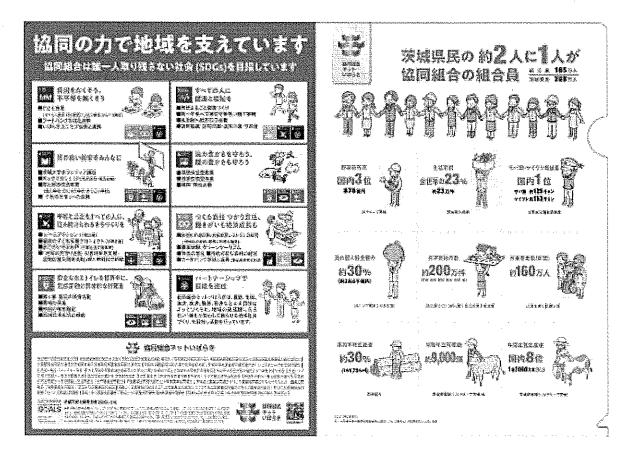
協同組合ネットいばらき 茨城県の協同組合を伝えるインフォグ ラフィックスを完成させました。

2019.05.16

茨城県内44の協同組合等が加盟する「協同組合ネットいばらき」は、昨年度、情報、データ、知識を 視覚的に表現する「インフォグラフィックス」をテーマに3回シリーズの学習会を開催しました。今回、 その成果物として茨城県の協同組合についてのインフォグラフィックスを完成させました。

このインフォグラフィックスでは、茨城県民の約2人に1人が協同組合の組合員であることや J A グループ茨城の野菜販売高が国内3位であること、協同組合が運営する病院への外来患者数が160万人となること等、協同組合が県民生活に広く、また、深く関わっていることが一目で分かります。

2015年9月の国連サミットで採択されたSDGs (持続可能な開発目標) の17目標についても、それぞれの目標に対応する協同組合の取り組みが分かりやすく紹介されており、協同組合がSDGsの達成に向けて大きな役割を果たしていることをアピールする内容となっています。



子供の貧困問題の啓発活動に関するアンケート(埼玉県生協連加盟生協)

ファックス送付先 埼玉県福祉部企画幹様 FAX 048-830-4784

1	「子どもの未来アンバサダー・埼玉県版テキスト」の概算必要部数を御教示くださ	L١,
	現段階での見込みで結構です。	

1 1	5 3	分程!	度の	学習	時間点	が確か	保て	きぎ	る	‡ ,	Œ.
-----	-----	-----	----	----	-----	-----	----	----	---	------------	----

配布部数と、配布するイベント名をお書きください

②配布のみのもの

配布部数と、配布するイベント名をお書きください

- ·第1回組合員学習会 80部
- ·第55回埼玉県消費者大会分科会 80部
- · 県内消費者団体全体研修会 100 部

当面合計 260 部

2 広報印刷物やイベントで埼玉県とタイアップ可能なものがありましたら御教示ください。

広報印刷物は媒体名、発行時期、締切時期など

イベントは名称、内容、実施時期など をお書きください

- ・埼玉県生協連のホームページへの掲載協力
- ・会員生協が参加する会議資料への掲載や資料配布
- ・会員生協への情報提供メール配信など
- 3 ご意見、ご要望、個別に相談したい案件、その他どんなことでもお書きください。 「連絡希望」と書いていただければ、こちらからご連絡します。

	·
団体名	埼玉県生活協同組合連合会
担当者課所名	
担当者職名	事務局
担当者氏名	清水 桂
電話番号	048-844-8971
メールアドレス	k shimizu@saitama-k com

★お問い合わせ先 こども応援ネットワーク埼玉 事務局 埼玉県福祉部企画幹 内田 電話 048-830-3204

e-mail kodomoouen@pref.saitama.lg.jp

埼玉県受託事業報告(5月度)

2019年5月28日 埼玉消費者被害をなくす会 青木和彦

2019年度埼玉県からの受託事業がスタートし、5月から各事業(消費者被害防止サポーター活動推進事業、高齢者等見守り促進事業、インターネット適正広告推進事業)の実施に向けた準備を進めました。

1.消費者被害防止サポーター活動推進事業(サポーター登録累計731人)

(1)消費者被害防止サポーター養成講座

消費者被害防止サポーター養成講座12回開催の実施に向け、県内63市町村すべてに 開催のご案内と申し込み書を送付しました。

また、サポーター養成講座の講義時間を9時30分~12時を基本に、2時間30分の枠としていくつかのパターンで開催できること、講義の内容や質を変更せずに実施することを、5月14日に開催された県内市町村の課長会議で報告し、開催とサポーターとの連携を依頼しました。

これらを踏まえ、上尾市、加須市、美里町、横瀬町、蓮田市から開催申し込みがありました。

(2)福祉見守り担当者講座

福祉見守り担当者講座も同様に63市町村への開催案内を行い、2019年度4回の企画は坂戸市、上尾市、宮代町、戸田市から申し込みがありました。なお市町村から要望の多い30分~1時間で実施するミニ講座は、消費者安全確保地域協議会の設置支援や運営支援として都度、市町村と相談しながら計画していく予定です。

(3)フォローアップ研修・交流会、全体研修会・全体交流会

第1回サポーターフォローアップ研修・交流会は、県内すべてのサポーターに開催と地区別7会場のご案内を発送しました。今回のフォローアップ研修は「キャッシュレス社会の広がりと電子マネー決済の注意点を学ぶ」をテーマとし、世の中の変化とサポーターの啓発活動に活かす課題について学んでいただく予定です。5月28日までに7会場合計の申し込みは123名です。6月11日春日部会場からスタートします。

また交流会も7会場で開催し、参加するサポーターがお住まいの市・町の消費行政担当職員に対し、 交流会への参加の電話かけを行い、サポーターとの顔合わせや連携した啓発活動につながることを期 待して調整を進めています。

8月1日に開催する第1回全体研修会は「契約とは」をテーマに計画し、5月28日までに63人の参加申し込みがありました。

2.高齢者等見守り促進事業(2019年度市町村訪問計画)

2019年度は埼玉県内63市町村すべてを訪問し、消費者被害防止サポーターの養成や啓発活動の連携推進、消費者安全確保地域協議会の設置促進をテーマに進めます。5月30日越谷市を皮切りに鳩山町、富士見市、春日部市、羽生市の訪問からスタートします。

3.インターネット適正広告推進事業

(1) 啓発事業および監視事業

インターネット適正広告推進事業は、景品表示法に関する啓発講座4回の開催を計画し、8月22日熊谷市、9月6日または10日越谷市(予定)、9月14日さいたま市、9月18日川越会場で開催します。

また、5月20日からインターネット広告の監視をスタートしました。今年度は上期6項目、下期6項目の広告 テーマを決定し、毎月6項目合計で1,000件の広告を監視し、不当表示と思われる事業者を埼玉県に報告 していきます。

4.今後の課題

- ①第1回フォローアップ研修、交流会の開催、当日運営
- ②6月~7月度市町村訪問の実施
- ③景品表示法の啓発講座開催準備と参加のご案内

2019 年度 5 月度 埼玉消団連幹事会報告

2019年5月 埼玉県消費者団体連絡会

開催日時

2019年5月10日(金) 10:00~12:00

開催場所

埼玉県生協連会議室

出席確認

県婦連 (代理吉田)、埼玉県生協連 (大久保)

母親大会連絡会 (川上)、公団自治協 (隈本)、さいたま市消団連 (廣田)

埼玉消団連代表幹事・事務局長(岩岡)、事務局(清水桂)

【審議事項】 議長 廣田美子さん

- 1. 第 55 回埼玉県消費者大会第 2 回実行委員会のすすめ方、提案について 以下確認した。
 - ・第1回実行委員会ふりかえり、報告確認。地域団体による副実行委員長については、 2団体ずつ名簿順にお願いすることを提案する。
 - ・実行委員会の名簿は、幹事会のさいたま市消団連は幹事会のくくりに修正、さらに幹 事団体を一番下にする
 - ・大会スローガンについては、普遍的内容であることから、昨年と同じ「自ら考え行動する消費者になろう・・・」を提案する。SDGsを基本にすえること含め。
 - ・全体講演については、食品ロス問題の井出留美さん、憲法の伊藤真さんなどどうか
 - ・分科会では、貧困について今年の埼玉県の取組を学ぶ
 - ・上尾市消費者団体連絡会の参加を確認する
 - ・7/12 プレ学習会 プラスチック問題(全国消費者大会の講師等参考に)
- 2. 2018 年度のまとめと 2019 年度方針について (最終) →確認
- 3. 2018 年度決算・2019 年度予算について (確定) →確認
- 4. 2019 年度県内消費者団体交流会(8/27) について
 - (1) 学習テーマに:コミュニケーションスキルアップ西川正さん、食品ロスの井出留美さん、食品表示などの佐藤達夫さんなど 学習会のみ一般にも呼びかけられないか→受託仕様との関係で可能か確認する
 - (2) 交流のイメージ: 昨年のような各団体のいいところ探しは元気になれる
- 5. 消費者被害防止サポーター2019 年度の展開について →次回現況が分かる資料を出す
- 6. NPO 法人埼玉消費者被害をなくす会への理事推薦について →確認
- 7. 全国消費者団体連絡会への理事推薦について →確認
- 8. 埼玉県食品ロス削減ネットワーク会議設置と委員推薦依頼について →確認
- 9. 埼玉県「近いがうまい埼玉産」地産地消推進会議委員推薦について 埼玉消団連からはさいたま市消団連廣田さん、新婦人の推薦意向を確認する
- 10. その他
 - (1) (一社) 埼玉県乗用車自動車協会からの消費者団体意見聴取依頼について 幹事会として意見聴取に協力する。事前に資料を見てもらい、次回幹事会で短時間 でおこなう

【報告・確認事項】

- 1. 食の安全に関わる行政や各団体の取り組みについて、幹事大久保さんから資料をもとに報告した。
- 2. 消費者行政充実強化の取り組みについて、幹事大久保さんから資料をもとに報告した。
- 3. 4月度幹事会報告、お知らせ事項を事務局から報告、各団体から活動報告をおこなった。
- 4. すべての議事を終了し、11時35分に幹事会を終了した。
- 5. 今後の日程 2019年6月13日 (木) 10時~ 埼玉県生協連会議室